

# 県立川崎図書館における新型コロナウイルス感染症拡大予防対策マニュアル

令和2年6月3日策定  
令和2年6月19日改定  
令和2年8月31日改定  
令和2年10月6日改定  
令和3年1月12日改定  
令和3年2月3日改定  
令和3年3月6日改定  
令和3年3月22日改定  
令和3年10月22日改定  
令和3年11月24日改定  
令和4年8月12日改定

## 1 総論

- 正しいマスクの着用（2 m以上を目安に対人距離を確保でき、会話をほとんど行わない場合を除き、着用する）（同等の感染防止対策も可）、こまめな手洗い・手指消毒を徹底する。
- 人との接触を避け、最低1 mを目安として対人距離を確保する。
- 四方を空けた席配置や展示配置を工夫し、対人距離を確保する。
- 施設の定期的な消毒、徹底した換気を実施する。
- 入場人数を100人に制限し、来館者が密にならないよう対応する。
- 制限人数を超える場合は、長時間入館者には早めの退館を促す。
- 発熱（37.5℃以上又は平熱と比べて高い発熱がある）、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方の入館を制限し、来館を控えるようあらかじめ周知する。
- 団体での利用については、基本的な感染防止対策を徹底して実施する。
- 講座等については人が密集しないよう事前予約制とするなど、基本的な感染防止対策を徹底して実施する。
- 事業者等の入館者に対しても、基本的な感染防止対策を徹底するよう求める。
- 感染発生が確認された場合は、行政機関による調査に協力する。
- 感染拡大等により、県立川崎図書館の業務等に影響が生じるおそれがある場合は、教育局等と協議して、必要な対応を図る。
- 図書・資料の利用等にあたり、利用前後の手指消毒の徹底を求める。

## 2 来館者の安全確保のために実施すること

### ○ 入館時

- ・ 来館者に、来館前に健康状態の確認と検温を行うことを促し、発熱（37.5℃以上又は平熱と比べて高い発熱がある）、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ、軽度であっても咳・咽

頭痛などの症状がある方は入館を控えていただくよう呼びかける。

- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある方、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある方などは、該当期間は入館を控えていただくよう掲示する。
- ・ 正しいマスクの着用、こまめな手洗い・手指消毒の徹底を要請する。
- ・ 窓口に使い捨て手袋を用意し、アルコールにアレルギー等がある来館者に利用してもらう。
- ・ パンフレット等の配布物は手渡しで配布せず、原則、据え置き式とする。

### ○ 閲覧・ブラウジング等

- ・ ブラウジング（※）や閲覧の場合は、フロアマーカー等の設置等の工夫を行い、来館者同士の密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を確保するよう呼びかける。

※）実際に書架の間を歩きながら本を探したり、本棚を眺めたりすること

- ・ 閲覧スペース等に着席して利用する場合は、座席等の間隔を最低1 m確保したスペースとなるよう工夫するとともに、1 mの確保が困難な場合はパーティションの設置等による対策を行う。
- ・ マスクを着用していない来館者には、2 m以上を目安に対人距離を確保でき、会話をほとんど行わない場合を除き、個別に着用をお願いする。
- ・ 閲覧室等、複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する。
- ・ 閲覧室での会話の自粛をお願いする。
- ・ 電子ジャーナルPC等について、定期的に消毒を行う。
- ・ 感染のおそれがある来館者には、他の者と接触しない場所で休養いただき退館を依頼する。症状が重篤な場合は、救急車が到着するまで、他の者と接触せずに休養できる場所等で待機させる。

## 3 施設管理

### ○ 館内

- ・ 入口及び施設内の必要な場所に手指の消毒設備を設置する。
- ・ 空調はできるだけ外気を取り入れることで換気を徹底する。
- ・ 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場が最小限になるよう工夫し、定期的に消毒する。特に高頻度接触部位を特定し、こまめに消毒する。

高頻度接触部位：テーブル、いすの背もたれ、ドアノブ、キーボード、マウス、レジ、記載台、コピー機、新聞ばさみ、番号札 等

### ○ 受付等

- ・ 受付やカウンター等に列ができる場合は、マーカーの設置等により十分な間隔（最低1 m）を空けた整列を促す等、人が密集しないように工夫する。
- ・ 受付やカウンター等、人と人が対面する場所は、身体的距離を確保する等により、飛沫感染対策を図る。

- ・ 現金授受の際は、直接手渡しは避ける。

#### ○ トイレ

- ・ 不特定多数が接触する場所は、定期的に清拭消毒する。

#### ○ ゴミ処理、清掃・消毒

- ・ 鼻水、唾液などが付いたゴミや、使用済みのマスク、手袋は、ビニール袋に入れて密閉する。
- ・ 清掃やゴミを回収する者は、マスク、手袋を着用する。
- ・ マスクや手袋を脱いだ後は、石鹸と流水で手を洗淨する。
- ・ 通常の清掃後、不特定多数が触れる箇所を開館前等に清拭消毒する。

### 4 従事者の安全確保のために実施すること

#### ○ 始業時

- ・ 出勤前に自宅で検温し、体調管理を徹底する。
- ・ 発熱（37.5℃以上又は平熱と比べて高い発熱がある）や息苦しさ、強いだるさなどがある場合は、出勤を控え自宅で待機する。
- ・ 手洗い、うがい、マスクの常時着用を徹底する。

#### ○ 開館中

- ・ 事務室等、複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する。
- ・ 図書等を受け渡しする職員はマスクを着用するとともに、手袋を着用するなど手指衛生を励行する。

#### ○ 閉館時

- ・ 貸与被服はこまめに洗濯する。

#### ○ その他

- ・ 出勤体制等については、施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、業務のローテーションを調整する。
- ・ 休憩時間に食事をする際にはなるべく向かい合わないように座る。また、食事中等、マスクを着用していない場合には会話を控える。

### 5 広報・周知

- ホームページ等により、入館上限人数を設けることや、発熱（37.5℃以上又は平熱と比べて高い発熱がある）、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状のある方、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある方、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある方などは、該当期間は来館を控えていただくよう周知する。

- 入口や館内の掲示等により、正しいマスクの着用、こまめな手洗い・手指消毒の徹底を、来館者に対し周知する。

- 制限人数を超える場合は、長時間入館者には早めの退館を促すことを周知する。